

本人通知制度登録変更（廃止）届出書

牛久市長 様

牛久市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する告示第6条の規定により、次のとおり登録の（変更・廃止）を届け出ます。

		届出日	年 月 日
①申請者 (窓口に来た人)	区 分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
	フリガナ		
	氏 名	生年月日 (年 月 日)	
	住 所		
	電話番号		
②登録者 (この制度の対象者)	フリガナ		
	氏 名	<input type="checkbox"/> ①と同じ 生年月日 (年 月 日)	
	届出区分	<input type="checkbox"/> 変更 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人) (変更前)	
		_____ _____ (変更後)	
	<input type="checkbox"/> 利用廃止		

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。

注2 次の書類を提出してください。

- (1) あなたが申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、(1)の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	住基入力	戸籍入力	本人等の確認書類	
				<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、この制度に登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）又は戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知する制度です。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認める場合を除きます。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - （1）住民票の写し等の交付年月日
 - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - （3）交付請求者の種別なお、交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 4 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合に限りすることができます。
 - （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
 - （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合
- 5 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、別途届出が必要です。
- 6 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。